

(仮称) 仙台芋沢太陽光発電事業

環境影響評価方法書に対する
市民意見及び事業者の見解

2019 年 11 月

C L E A N E A R T H 株式会社

目 次

1. 事業計画・全体的事項	1
2. 大気環境	3
3. 水環境、土壌環境	3
4. その他環境（光害）	4
5. 植物、動物、生態系	4
6. 景観、自然との触れ合いの場	4
7. 廃棄物等、温室効果ガス等	5
8. その他の意見	5

1. 事業計画・全体的事項

番号	意見の概要	事業者の見解	備考
1	<p>休耕地や放棄地なら、太陽光発電を作っても有効利用ととらえられると思いますが、このような大規模な土地改変は、環境保全の観点から、メリット・デメリット、増加するリスクと減少するリスクをきちんと考えたうえでプラスがあるならばよいのですが、そのような観点で比較したことはあるのでしょうか。</p>	<p>開発行為は、自然環境や生活環境に少なからず負荷を与えてしまいますので、本事業を進めるにあたっては、環境影響評価を実施することで、自然環境等への影響をできるだけ少なくするよう適切に対応していくこととしております。</p> <p>なお、現時点では、山林の造成により、森林面積が減少することになるため、改変区域及びその周辺における動植物の生育・生息環境の変化が生じる可能性があります。このため、森林保全のために必要な間伐や下草刈りなどを行うことで、残置森林内の生物の生息環境の保全を図るなど、環境保全の観点からも計画を検討してまいります。</p> <p>また、残置森林部に遊歩道等を整備し、新たな自然との触れ合いの場を創出することによって、人と自然が共生する里山環境の確保が期待されます。</p> <p>さらに、防災調整池やため池の整備により、開発区域はもとより、手を付けない区域についても水害や土砂災害等に対する防災効果が向上するよう、防災計画についても検討してまいります。</p>	—
2	<p>なぜ、この土地が選定されたのでしょうか。</p>	<p>本事業は、地域の再生可能エネルギーの普及促進や温室効果ガス削減に寄与することを目的としており、本地域は、事業の実施にあたって、憩いの場や、自然環境の教育の場など新たな自然との触れ合いの場の創出にも貢献できる取り組みを検討することができると考えられましたので選定しました。</p>	—
3	<p>全体の土地の3割程しか改変しないとのことですが、対象事業実施区域をなぜそれ程大きく設定する必要があるのでしょうか。</p>	<p>残置森林を広く確保するとともに、モザイク状に森林を残すように施設配置を計画することで、自然とまちとのつながりや動物の移動経路の保全に努めることとしております。</p> <p>今後の環境影響評価の結果を踏まえ、極力自然環境や地域の住民の皆様への影響の少ない箇所に発電施設を設置できるよう検討するため、対象事業実施区域を広く設定しています。</p> <p>なお、残置森林については、生物の生息空間等を確保するための間伐や下草刈り等、適切に維持管理するとともに、新たな自然との触れ合いの場を創出することにより、人やまちとのつながりを結びつけるよう検討してまいります。</p>	—

(つづき)

番号	意見の概要	事業者の見解	備考
4	<p>事業終了後、土地をどのようにするのでしょうか。具体的に示してください。豪雨時のリスク等も含みます。</p>	<p>本事業については、地域及び地権者の同意を踏まえて、出来るだけ長期間、事業を継続する予定ですが、事業を終了する際には、関係機関、地域住民、地権者と協議の上、現状復旧を行う予定です。その際は以下の事項に留意します。</p> <p>なお、発電施設の撤去に関しては、経済産業省の指針を考慮し、工事費の5%を撤去費用として積み立てるとともに、宮城県に預託金（防災工事費用相当）を預けることになっております。</p> <p>■原状復旧に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">対象事業実施区域内に設置した発電施設は全て事業者が撤去し、関係法令に基づき適切に処分します。対象事業実施区域内に設置した排水施設、調整池は、防災面（豪雨を含む）及び利水の観点から、事業終了後も維持する方針です。ただし、調整池（沈砂池含む）に関しては、緑地回復状況を踏まえて、事業実施前の自然流下による排水を復元することを想定しています。対象事業実施区域内の伐採した土地は、発電施設等撤去後、降雨時の濁水等発生防止を目的として緑地回復に努めます。緑地回復に当たっては、事業終了時の気候や樹種の入手状況を踏まえながら、極力現況の樹種が復旧できるよう配慮して、植林を実施する予定です。対象事業実施区域内に設けた遊歩道、フェンス等の施設に関しては、地域との協議を踏まえて、事業終了後の取り扱いを決定する予定です。	方法書 1-20

(つづき)

番号	意見の概要	事業者の見解	備考
5	<p>改変区域が割合として少ないように見えますが、みやぎ台と同程度の面積にソーラーパネルを立てることになります。傾斜地であり、尾根から伝った雨水が土石流となる可能性はないのでしょうか。何年か前、豪雨のため、大竹付近から大沢小学校へ向かう途中、道路が冠水して通行できなくなりました。このような豪雨はこの頃多くなる傾向にあります。</p> <p>傾斜地を伐採して保水力が失われたとき、災害が発生するリスクはどのようになるのか、予測が必要だと思います。その土地だけでなく、下流側の団地にも不安はあると思います。</p>	<p>本事業の計画に当たっては、傾斜角 30 度以上の土地は改変しないこととしているほか、斜面部にパネルを設置する際には、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」（宮城県環境生活部）、「宮城県土木設計施工マニュアル」（宮城県）等の技術指針に示される基準に準拠し、適切な地滑り対策等を計画・設計してまいります。また、対象事業実施区域内に 7 つの防災調整池を設け、豪雨による土砂災害や水害等が発生しないよう適切な排水施設を設置することとしております。</p> <p>また、昨今の集中豪雨等による水害や土砂災害を踏まえ、保守点検時に斜面や防災調整池、雨水排水路を点検するとともに、排水施設等に落葉や土砂の堆積があった場合には除去するなど、適切に維持管理を行うことを検討します。</p>	<p>方法書 4-3</p>
6	<p>「環境保全の見地」から、このような大規模な土地改変が及ぼすであろう影響とその回避方法を「検討」するだけでなく、「明示」して頂きたい。</p>	<p>本事業の実施に伴う影響については、今後、現地調査を行い、調査結果と事業計画を踏まえて具体的な影響を予測し、必要な環境保全措置を検討してまいります。</p> <p>以上の結果については、環境影響評価準備書に明示するとともに、環境影響評価準備書に関する住民説明会においてご説明する予定です。</p>	<p>—</p>

2. 大気環境

番号	意見の概要	事業者の見解	備考
—	なし		

3. 水環境、土壌環境

番号	意見の概要	事業者の見解	備考
—	なし		

4. その他環境（光害）

番号	意見の概要	事業者の見解	備考
1	<p>光害についての予測評価方法が定まっていない中、このような大規模な変化は生態系にとって影響が大きいのかどうか、よく調査したうえで進めるかどうか判断いただきたい。</p> <p>予測評価方法が決まっていないのに事業を進めていいのですか？わかっていないのであれば、変更しない方が良くと思います。</p>	<p>光害については、予測方法に関する知見が少ないものの、これまでの類似事例や既往文献を参考に、適切に予測・評価し、可能な限り反射光等が少ないパネルを選定するなど、必要な環境保全措置を検討して参ります。</p> <p>また、光害に関する情報収集を行い、新たな知見が得られた場合には、予測、評価手法に反映することを検討します。</p>	<p>方法書 4-43 4-44</p>

5. 植物、動物、生態系

番号	意見の概要	事業者の見解	備考
1	<p>渡り鳥等に影響はないのでしょうか。ないと言い切れるのでしょうか。</p>	<p>本事業の実施に伴う動物（鳥類を含む）への影響については、今後、現地調査を行い、適切に予測・評価を行います。</p>	<p>方法書 4-49</p>
2	<p>現に動物が住みかとしていることに対し、住みかが無くなった影響について、「動物は移動するので…」と説明がありましたが、そのような説明では不安を感じます。住民感情への配慮をもう少しもたれたほうが良いと思います。</p>	<p>その結果については、環境影響評価準備書に明示するとともに、環境影響評価準備書に関する住民説明会で丁寧にご説明してまいります。</p>	<p>—</p>

6. 景観、自然との触れ合いの場

番号	意見の概要	事業者の見解	備考
—	なし		

7. 廃棄物等、温室効果ガス等

番号	意見の概要	事業者の見解	備考
1	<p>今回のような規模での太陽光発電所は、二酸化炭素発生量が少ないとはいえ、土地改変面積が大きく、二酸化炭素収支は何年でどうなるのか（改変する前と後で）、計算した方が良くと思います。</p>	<p>現時点では、本事業の実施に伴い、二酸化炭素の吸収源である森林を伐採するものの、地域の化石燃料による発電の代替により、約 16,800 t-CO₂/年の二酸化炭素の削減が可能であると試算しています。</p> <p>今後、現地調査結果に基づく伐採範囲の森林の構成や事業計画を踏まえ、樹木伐採による二酸化炭素の吸収量の変化、事業実施に伴う二酸化炭素の削減量について、具体的に予測・評価を行います。</p>	<p>方法書 1-1 4-68 4-69</p>

8. その他の意見

番号	意見の概要	事業者の見解	備考
1	<p>みやぎ台、赤坂ニュータウンを合わせた広さを持ち、小中学校、幼稚園等も近隣にあるにもかかわらず、知らない人が多いです。周知方法にもっと工夫が必要だと思います。</p> <p>集会所は、赤坂ニュータウン、みやぎ台、向田にもあります。なぜ、そうした場所で説明会を行わないのでしょうか。</p>	<p>今回、新聞社2社に説明会の開催案内を掲載したほか、周辺の町内会長様方にもご相談の上、対象事業実施区域から500mの範囲に案内状を配布させていただきました。</p> <p>また、説明会の開催場所については、対象事業実施区域の周辺にあり、地域の方々が集まりやすく、想定される来場数が取用可能な公共施設を選定して説明会を開催させていただきました。</p> <p>今後、環境影響評価準備書の手続きにおける説明会の開催場所については、ご意見を踏まえ検討します。</p>	—
2	<p>方法書説明会の資料は、基盤となる地図の色が薄く、どこにあるのかとつきにわかりづらいです。</p> <p>事業実施区域以外の周辺地図を白抜きしているのはなぜですか？住民はわかりづらいです。</p>	<p>環境影響評価準備書手続きにおける説明会資料については、位置関係を確認しやすい図面となるよう工夫いたします。</p>	—
3	<p>住民説明会では、環境影響評価のしくみ全体の説明が多く、どのような広さでどのように、リスクはどのようだという説明が少なかったと思います。</p> <p>住民説明会で示されたソーラーパネル設置例の規模は、芋沢発電所の予定する発電量の約半分程でした。規模がわかりやすい写真を選んで頂きたい。設置面積が広大なのに、説明が少なすぎると思います。</p>	<p>今回の説明会は、環境影響評価手続きとして初回となる環境影響評価方法書の説明会であったため、環境影響評価の仕組みやこれから行う現地調査の内容を中心に説明しました。</p> <p>環境影響評価準備書手続きにおける説明会の際には、より具体的な内容について丁寧にご説明するよう努めます。</p>	—